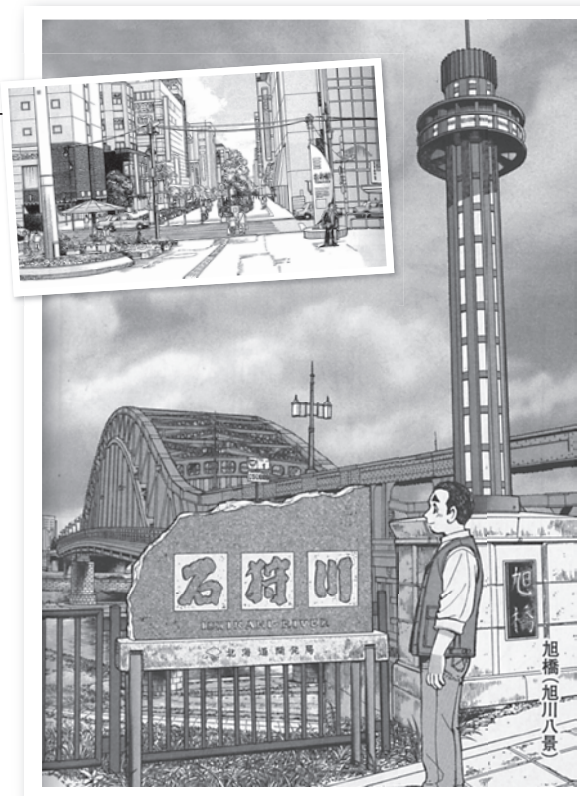
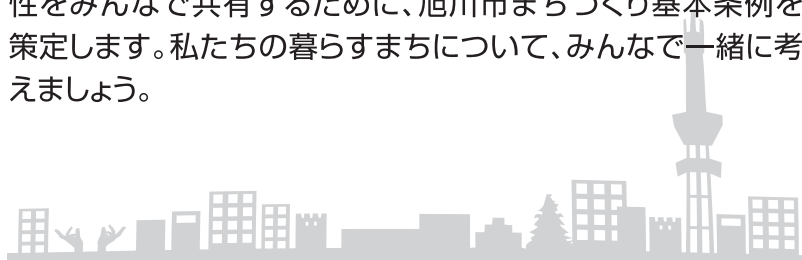


旭川市まちづくり基本条例とは？

旭川市が平成23年から策定を進めている「旭川市まちづくり基本条例」は、市民主体のまちづくりの更なる発展と、魅力と活力あるまちを実現することを目的としています。

今回の市民説明会では、これまでの検討経過を踏まえて、市が作成した条例(素案)の内容についてご説明します。また、旭山動物園など旭川市を舞台にした作品を執筆され、旭川の地域資源(魅力)を熟知している漫画家の本庄 敬さんをお招きし、市外から見た旭川の魅力についてお話いただきます。

まちづくりの主役は市民一人ひとりです。まちづくりの方向性をみんなで共有するために、旭川市まちづくり基本条例を策定します。私たちの暮らすまちについて、みんなで一緒に考えましょう。



© 本庄 敬・末田雄一郎／実業之日本社

「蒼太の包丁(旭川編)」の中で描かれている旭橋と買物公園

申込方法

電話、FAX、Eメールで

①氏名(ふりがな) ②住所 ③電話番号
をお知らせください。

※ご記入いただいた個人情報は、今回の市民説明会のみに使用し、旭川市個人情報保護条例の規定に基づき適正に管理します。

お申込先・お問合せ

旭川市総合政策部政策調整課

〒070-8525 旭川市6条通9丁目総合庁舎9階

TEL0166-25-5358

FAX0166-23-8217

E-mail:seisakuchosei@city.asahikawa.hokkaido.jp

申込締切 11月22日(金)必着

プログラム

18:00 主催者挨拶

18:10 第1部 旭川市まちづくり
基本条例(素案)内容説明

18:30 第2部 講演会
講師:本庄 敬さん(漫画家・旭川観光大使)
演題「北海道出身漫画描きが想う
旭川というまち」

19:30 終演予定

FAXでお申込みの場合は、下欄にご記入の上、FAX0166-23-8217までお送りください。

ふりがな 氏 名	住 所	電話番号